

子育て支援に関する施策の
年次報告
(平成22年度分)

平成23年9月

福 島 県

< 目 次 >

第1章 本県の子どもと家庭を取り巻く状況

1 総論

- (1) これまでの子育て支援の取組み ----- 1
- (2) 平成22年度の子育て支援体制を取り巻く環境 ----- 2

2 出生率等の現状

- (1) 出生数、出生率の推移 ----- 3
 - 出生数と合計特殊出生率の推移 ----- 3
 - 年少人口と高齢人口の推移 ----- 4
- (2) 将来の人口 ----- 4
- (3) 少子化の要因とその背景 ----- 5
 - 未婚率の推移 ----- 5
 - 平均初婚年齢の推移 ----- 6
 - 少子化の背景 ----- 6

3 子育て支援の取組みの方向性

- (1) 条例に基づく基本計画について ----- 6
- (2) 「うつくしま子ども夢プラン(後期行動計画)」の概要 ----- 7

4 まとめ ----- 8

第2章 子育て支援に関する施策の進捗状況

1 子育て支援に関する重点施策 ----- 9

- <基本方針> 親とこのための保健・医療体制の整備と健康づくり ----- 9
- <基本方針> 子育ての支援 ----- 12
- <基本方針> 子育てと社会参加の両立のための環境づくり ----- 16
- <基本方針> 子どもの健やかな成長のための環境づくり ----- 20
- <基本方針> 援助を必要とする子どもや家庭のための支援 ----- 24
- <基本方針> 次代の親の育成 ----- 26

参 考

- 平成22年度少子社会対策関連予算(前年度当初予算との比較表) --- 29
- 「子育てしやすい福島県づくり条例」 ----- 31

第1章 本県の子どもと家庭を取り巻く状況

1 総論

(1) これまでの子育て支援の取組み

[子どもは社会の宝であり、子どもが大切にされ、健やかに成長することは、社会全体の願いである。]

こうした基本的な考え方の下、本県では、平成7年3月に「安心して子どもを産み育てられる社会」を築くことを目的として、平成7年度から平成12年度を計画期間とした「うつくしま子どもプラン」を策定し、子どもが健やかに生まれ育つための環境づくりに取り組んできた。

その後、少子化の進行及び児童虐待問題の顕在化や増加など、子どもと家庭を取り巻く環境の変化を踏まえて計画を見直し、平成13年3月に平成13年度から平成17年度を計画期間とした「新うつくしま子どもプラン」を策定した。

この「新うつくしま子どもプラン」は、安心して子どもを産み育てることができるよう子育て支援の施策をさらに推進するとともに、子どもが大切にされ、子ども自身の持つ能力が十分発揮できるよう、子どもの意見を尊重した子育て環境づくりの視点を加え、施策の充実を図ったものであった。

しかし、依然として少子化の進行には歯止めがかからず、少子化が一層進行し、緊急に集中的な対策を講じる必要があり、また、次世代育成支援対策推進法が制定され、この法律に基づき都道府県行動計画を策定する必要があったことから、「新うつくしま子どもプラン」の見直しを行い、平成17年度から平成21年度を計画期間として、社会全体で子育てを支援するという理念の下、「うつくしま子ども夢プラン」を策定した。

この「うつくしま子ども夢プラン」においては、本県の特性を生かしながら、安心して子育てができるとともに、子どもが健全に育つことができるように、行政や企業をはじめ、地域の様々な団体、高齢者を含めた幅広い世代など、社会全体で新たな支え合いによる、子育て・子育てを支援していく体制づくりを進めることが重要として、「子育て支援を進める県民運動」を展開しながら、各種施策を総合的に推進してきた。

こうした取組みの展開に伴い、県内各地域に子育て支援団体が設立され、それぞれが活動の幅を広めることで、地域にその必要が認められる存在となっていた。

平成22年3月には、県政運営の基本指針である新しい福島県総合計画の策定に合わせ「うつくしま子ども夢プラン」を見直し、平成22年度から平成26年度を計画期間とした「うつくしま子ども夢プラン（後期行動計画）」を策定した。

このプランにおいては、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

が実現できる環境づくりや、多様なニーズに対応できる子育て支援サービスを整備する視点を中心に見直しを行い、社会全体での子育て・子育て支援をさらに推進することとしている。

(2) 平成22年度の子育て支援体制とそれを取り巻く環境

子育て支援については、平成22年度は、平成22年6月に開催した福島県少子高齢社会対策推進本部において「うつくしま子ども夢プラン（後期行動計画）」の進行管理を行い、また、平成22年8月には福島県子育て・子育て環境づくり推進会議を開催し、関係団体との連携強化を図った。

さらに、平成22年12月定例県議会において、議員提案による「子育てしやすい福島県づくり条例」が全会一致で可決、制定された。

本条例は、県民誰もが「子育てしやすい福島県」を実感できる社会を築くという条例制定の趣旨を前文に掲げ、基本理念とともに県の責務、県民・地域社会・事業主・保護者の役割等について規定している。また、平成22年度から平成26年度を計画期間とする「うつくしま子ども夢プラン（後期行動計画）」を基本計画としている。

県では、この条例の制定を踏まえ、プランの実現に向けて翌年度の組織体制の見直しを進めるなど、子育て支援に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための準備を進めてきた。

こうした中で平成23年3月11日に東日本大震災が発生した。

この地震による被害に加え、その後、新地町からいわき市までの海岸線が、これまでにない規模の津波に呑み込まれた。

さらに、東京電力福島第一原子力発電所が、津波により、制御不能の状態に陥り、水素爆発を起こし、放射性物質を大気中に放出する事態に至った。

これらの災害により、多くの県民がふるさとを離れて、仮設住宅などに避難せざるを得なくなり、特に、放射線に対する感受性が高いと言われていた子どもを持つ世帯は、健康被害を危惧し、県外へも避難することとなった。

「平成23年8月31日現在」の被害状況

1 人的被害	死者	1, 831名、行方不明者	125名
2 住家	全壊	17, 371棟、半壊	44, 517棟
3 避難の状況	県内	5, 412人、 <u>県外</u>	<u>51, 576人</u>

こうしたことから、原子力災害の影響により、これまで各地域で積み上げてきた、社会全体で支え合いながら子育て・子育てを支援する体制の維持が大いに懸念される状況となっている。

現在も、原子力災害は収束せず、県民は依然として不安を持ったまま生活している状況にあるが、県としては、福島の子供たちを守るため、考えるあらゆる対策を実施していくこととしている。

2 出生率等の現状

(1) 出生数、出生率の推移

① 出生数と合計特殊出生率の推移

福島県の出生数は、戦後の第一次ベビーブームの昭和24年に約7万3千人をピークに激減し、第2次ベビーブームの昭和48年、49年頃に3万2千人台まで回復したが、その後は減り続け、平成14年には2万人を割り込み、平成21年には16,326人まで減少した。

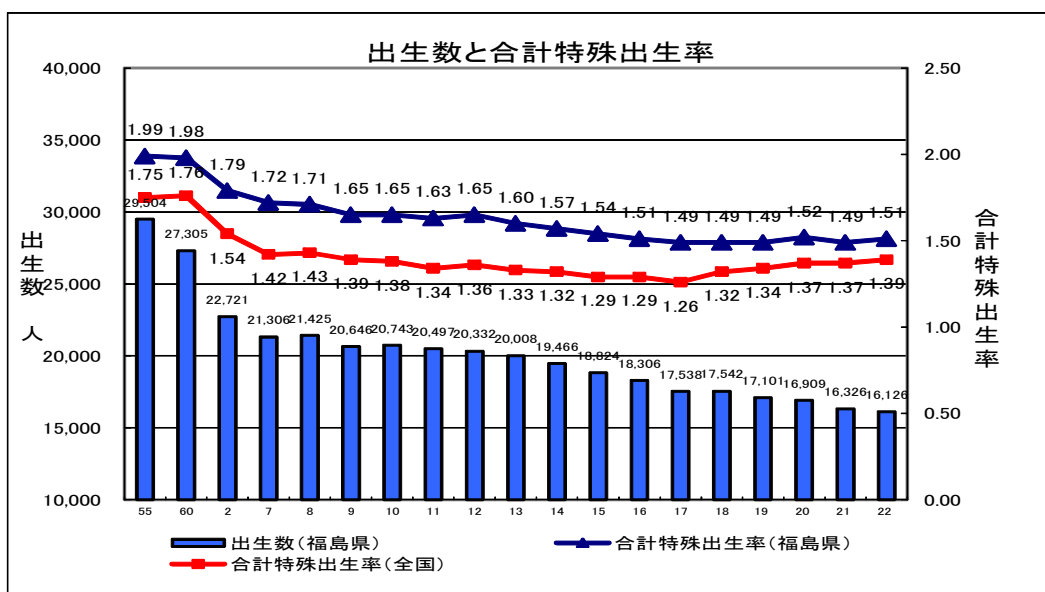
公表されている直近の数字で見ると、出生数は平成22年（確定）は16,126人で、前年より200人減少した。

また、福島県の合計特殊出生率（一人の女性が一生の間に産む平均子ども数）は、人口置換水準（長期的に人口が安定的に維持される合計特殊出生率の水準）が2.07とされているところ、昭和の終わり頃に2.0に近い数字であったが、近年はそれを下回っている。

平成22年（確定）は全国の1.39を上回る1.51であり、順位は全国11位にある。

近年の傾向としては、福島県の出生数は下図のとおり減少傾向にあるが、平成16年以降は、横ばいとなっている。

一方、国の出生数は、平成21年から22年（確定）では1,269人増加し、合計特殊出生率は0.02ポイント上昇している。



厚生労働省「人口動態統計」

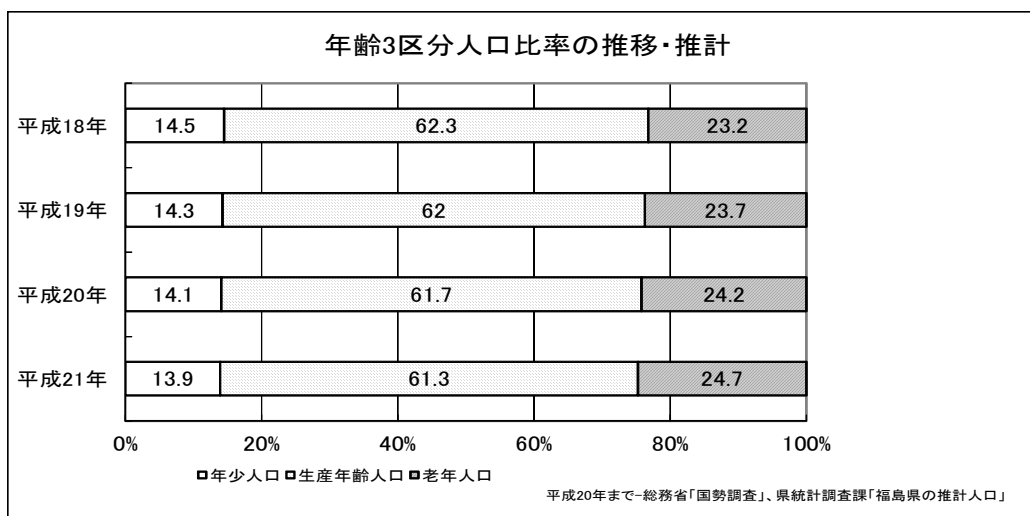
② 年少人口と高齢人口の推移

少子化の進行に伴い、年少人口（0から14歳）が減少するとともに、老年人口（65歳以上）の増加により、少子高齢化が進行している。

福島県の総人口に占める年少人口の割合は、年々低下し、平成21年10月1日現在13.9パーセントとなっている。

一方で、老年人口の割合は年々増加し、24.7パーセントとなっている。

平成8年に初めて老年人口割合が年少人口割合を上回って以来、その差は年々大きくなっており、今後もさらに拡大すると見られている。



(2) 将来の人口

少子化の進行や、流出傾向にある社会動態とあいまって、福島県の人口は、平成10年1月の2,138,454人をピークに減少傾向にある。

県の総合計画でも将来人口の予測をしており、国立社会保障・人口問題研究所の推計値を基に、平成25年には198万人になると見通していた。

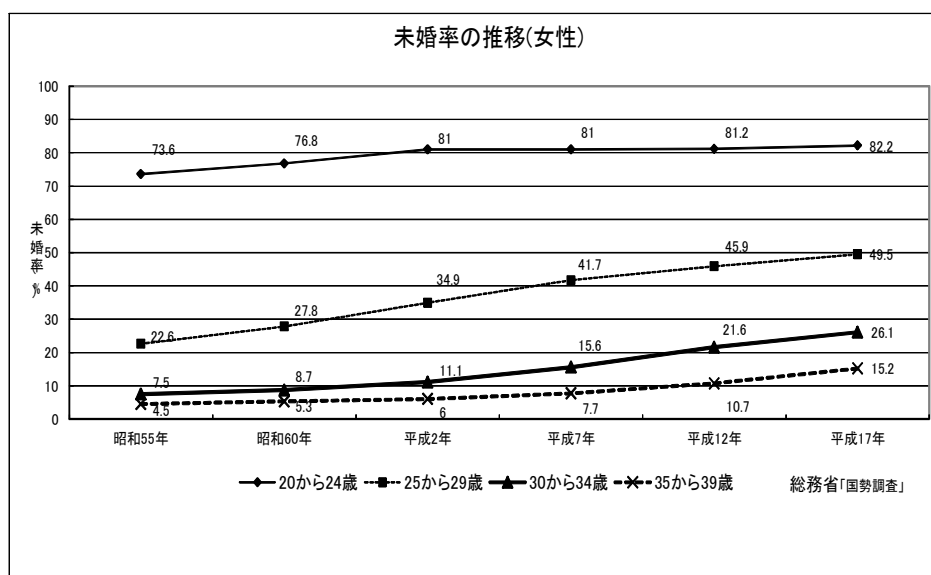
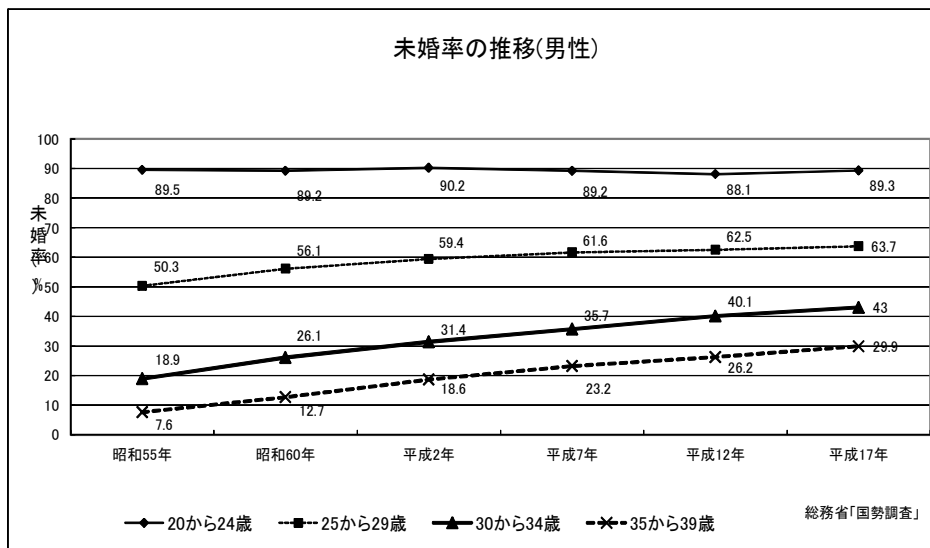
なお、平成22年国勢調査速報では、2,028,752人となっているが、東日本大震災による人口流出により、平成23年7月1日現在の推計人口は、1,997,400人となっており、予想を上回って200万人を割り込んだ。

(3) 少子化の要因とその背景

① 未婚率の推移

未婚率の推移をみると、全国よりは低いものの、男性の20歳代前半を除いて全体的に上昇してきており、晩婚化の傾向が強くなってきている。

男女とも、20歳代後半及び30歳代の未婚率の上昇が目立つ。

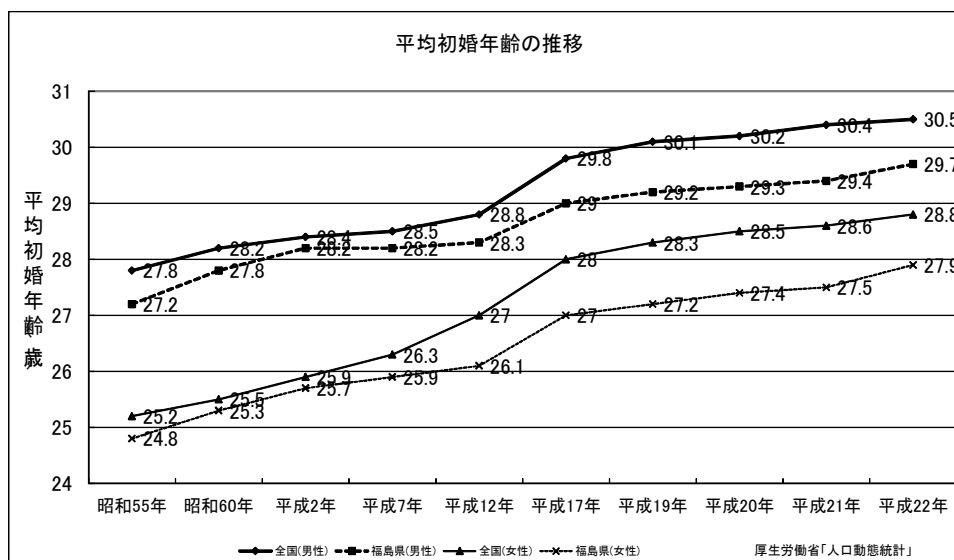


未婚率 (平成17年国勢調査)

	福島		全国	
	男性	女性	男性	女性
25～29歳	63.7%	49.5%	71.4%	59.0%
30～34歳	43.0%	26.1%	47.1%	32.0%

② 平均初婚年齢の推移

平均初婚年齢は、平成22年（概数）で男性は29.7歳（全国30.5歳）で全国第4位、女性は27.9歳（全国28.8歳）で全国第1位と全国に比べれば低いですが、傾向としては徐々に高くなってきている。



③ 少子化の背景

平成20年度の県民意識調査では、「結婚は否定しないものの急いではない」「独身生活の利点を享受しているため今は結婚しなくてもよい」また、女性が男性より強く感じているものに、「仕事と家事あるいは育児を両立させる自信がない」ということがあり、こうした意識が未婚率の上昇につながっているものと考えられる。

また、景気低迷に伴う雇用情勢の悪化等により、将来への不安から結婚や出産をためらうことが、出生数の減の要因と考えられる。

さらに、若者の経済力の低下が、結婚できない若者を増やし、さらに共働き世帯を増加させ、出生数のさらなる減少を招いている。

社会的傾向としては、地域社会における人間関係の希薄化が、子育て世帯の孤立化にも影響し、子育てが家庭という狭い領域で行われることで、様々なマイナスの効果を及ぼし、それが出産を躊躇させる要因となっている。

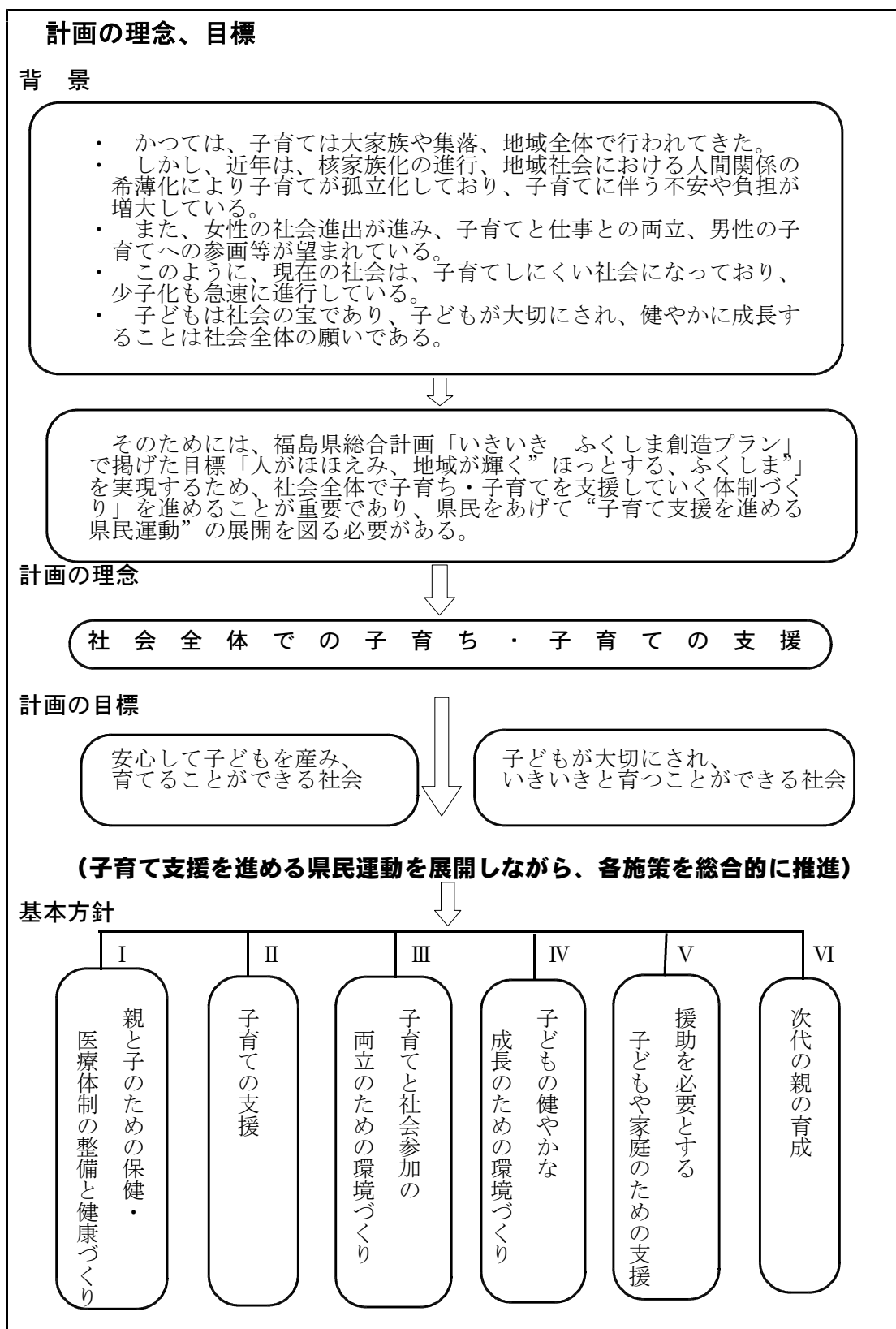
3 子育て支援の取組みの方向性

(1) 条例に基づく基本計画について

「子育てしやすい福島県づくり条例」には、その第9条で子育て支援に係る基本的施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画を定めることが義務づけられており、「うつくしま子ども夢プラン（後期行動計画）」が、条例に定める基本計画となっている。

(2)「うつくしま子ども夢プラン（後期行動計画）」の概要

この計画は、下図にあるように、理念と目標の下に、6つの基本方針が定められており、基本方針の下に基本的施策、その下に行動計画が定められている。



4 まとめ

平成22年度は、「うつくしま子ども夢プラン（後期行動計画）」のスタートの年であることから、県としても将来の福島県を担う子どもたちが、心身ともに健やかですくすくと育つことができる社会の実現に向け、積極的に各種事業に取り組んできた。

具体的には、地域全体で子育てを支援するため、県内企業の協力を得て実施しているファミたんカード事業や、男女の出会いの場を創出する若者交流促進事業などを展開するとともに、地域の寺子屋推進事業については、知恵や経験のある方（お年寄り等）と次世代の主役である子どもやその親と、互いに交流する取り組みを広めてきた。

これにより、地域全体で子育て支援を推進するきっかけができ、さらには、新”うつくしま、ふくしま。”県民運動においても「子育てしやすい環境づくり」を重点テーマに設定し、運動を展開してきたことで、地域における子育て支援団体による活動が広がっていった。

平成23年1月には、子育て支援をするNPOやボランティア団体の資質の向上と、団体間の連携と県、市町村、企業などとの協働の強化を目的に、「ふくしま子育て支援ネットワーク」が設立された。

しかし、こうした中で東日本大震災と原子力発電所の事故が起こり、現在も、多くの方々がこれまで住み慣れた土地から離れて、避難生活を余儀なくされている。

今後は、避難している方々は、ふるさとで培ってきた地域のつながりや、人と人の縁を断ち切らないようにした上で、避難先の土地において新たな絆をつくり、地域全体で子育て支援を協力して進めていく体制を整えていくことが重要である。

また、避難者を受け入れる地域では、協力しながら新たな絆をつくって、これまで以上に地域全体で子育てを支援していくことが必要である。

県としては、こうした新しい絆づくりも含めて、今後とも市町村、県民、事業主、その他関係団体との連携の下、地域全体で子育てを支援していけるよう各種事業に取り組んでいく。

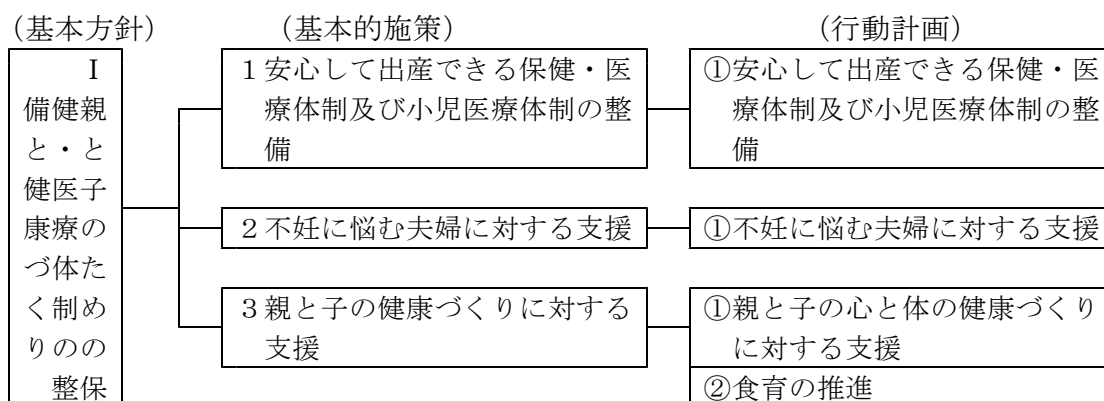
第2章 子育て支援に関する施策の進捗状況

1 子育て支援に関する重点施策

ここでは、「うつくしま子ども夢プラン（後期行動計画）」の6つの基本方針について、その方針の内容と平成22年度の重点事業について説明していく。

また、指標については、重点事業と関連の深いものをグラフ化し、その上で、基本方針ごとの指標の評価を記載した。

<基本方針I> 親と子のための保健・医療体制の整備と健康づくり



<基本方針の内容>

安心して子どもを産み、健康に育てることを支援するとともに、育児に不安や悩みを持つ親に対する援助を行う必要があります。このため、安心して出産できる保健・医療体制及び小児医療体制の整備を進めます。

また、不妊に悩む夫婦のための対策を推進します。

さらに、食育を推進する等、親と子の健康づくりに対する支援を行います。

<平成22年度重点事業>

特定不妊治療費助成事業

100,638千円

高度生殖医療（体外受精・顕微授精）による不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、治療費の一部を助成するとともに、不妊に悩む夫婦への相談支援と不妊治療に関して普及啓発を行った。

実績：(1) 特定不妊治療費助成件数 685件
 (2) 不妊総合相談事業 相談件数739件
 (3) 不妊治療普及啓発事業 1回開催 参加者68人

小児救急医療整備支援事業

8, 259千円

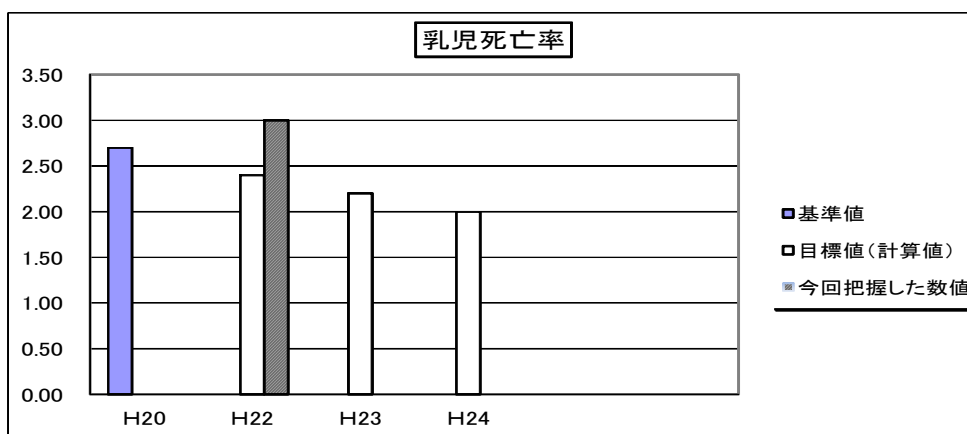
小児科の医師が不足している地域で、医師の小児診療能力を高め、小児救急医療体制の充実を図るため、小児初期救急の対応にあたる小児科以外の医師等を対象に研修会を開催するとともに、夜間の小児の疾病等について、保護者への電話相談事業を実施した。

実績：(1) 医師研修事業

開催地区 1地区 5回開催

(2) 小児救急電話相談事業

電話相談利用件数7, 344件



※福島県医療計画に合わせ平成24年度を目標年度としている。

- 計画策定時の基準値である平成20年度の2.7をもとに、目標を設定したが、平成22年度は計算上の目標値を達成できず、乳児死亡率は増加した。

<指標評価>

「基本方針Ⅰ」についての指標評価

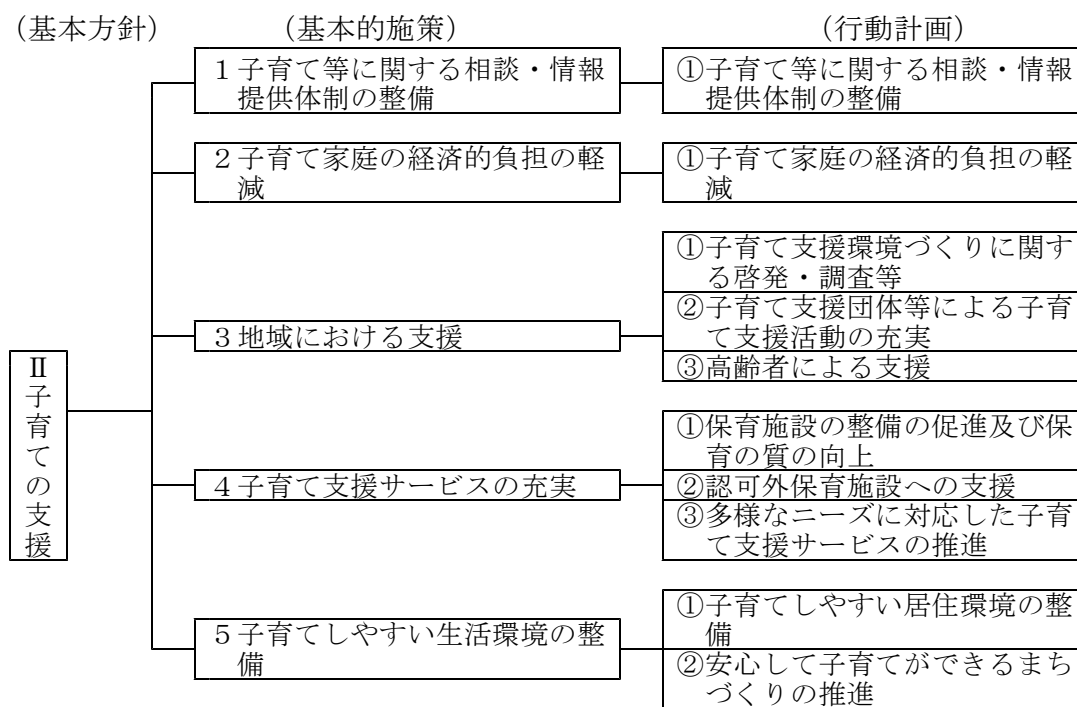
施策に関する指標	基準値(計画策定時の値) A	目標値(平成26年度) B	計算値 C <small>基準値からの経過年数により算出したH22年度目標値</small>	実績値(平成22年度) D	達成率 (D-A)/(C-A)	達成状況 ※
Ⅰ 親と子のための保健・医療体制の整備と健康づくり						
周産期死亡率	H20 5.3%	H24 3.7%以下	4.5%以下	4.6%	87.5%	B
乳児死亡率	H20 2.7%	H24 2.0%以下	2.4%以下	3.0%	-	D
小児救急電話相談事業相談件数	H20 6,429件	6,960件	6,606件	7,344件	516.9%	A
1歳6か月児健診の受診率	H19 94.9%	100.0%	96.4%	H21 95.7%	53.3%	B
3歳児健診の受診率	H19 93.1%	100.0%	95.1%	H21 94.2%	55.0%	B
養育支援訪問事業実施市町村率	H21 33.9%	50.8%	37.3%	49.2%	450.0%	A
乳児家庭全戸訪問事業実施市町村率	H21 86.4%	100.0%	89.1%	91.5%	188.9%	A
朝食を食べる児童・生徒の割合	H21 95.4%	96.0%以上	95.5%以上	96.3%	900.0%	A

※ 達成状況のAは実績値が目標値（計算値）以上のもの、Bは実績値が目標値の5割以上であるもの、Cは実績値が目標値の5割未満のもの、Dは実績値が計画の基準値同じか下回っているものとなっている。

(目標未達成の理由)

指標	評価	理由
周産期死亡率	B	母親の高年齢化や、高リスク出産の増加などが要因として考えられる。(昨年より0.3ポイント改善)
乳児死亡率	D	乳児死亡の死因の中で「先天性奇形・変形及び染色体異常」が最も多く、「不慮の事故」や「突然死症候群」の増加がみられることが、死亡率増加につながっていると考えられる。
1歳6か月児健診の受診率	B	病気での医療機関通院や入院により、未受診となってしまう場合が考えられる。
3歳児健診の受診率	B	病気での医療機関通院や入院により未受診となってしまう場合が考えられる。
学校給食における地場産物活用割合	B	猛暑の影響により、緑黄色野菜やいも類等の生育が悪く、11月調査の活用率が低下(△1.6ポイント)した。

<基本方針Ⅱ>子育ての支援



<基本方針の内容>

核家族化の進行や地域社会における人間関係の希薄化等に伴い、子育てが孤立化するとともに、共働き家庭やひとり親家庭の増加等、子どもを取り巻く環境が大きく変化している中で、子育てにおける負担の軽減や地域における子育て支援体制の整備が求められています。

このような中、社会全体で子育て世帯を支援するため、子育て支援を進める県民運動を一層推進してまいります。

また、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）等を推進する中で、多様な働き方に対応した子育て支援サービスの整備が求められています。

このため、安心して子育てができるよう相談・情報提供体制を整備するとともに、保育サービスを含む多様な子育て支援サービスの整備・充実を図り、子育てに関する団体や高齢者等、地域における様々な社会資源による子育ての支援を図ります。

加えて、妊娠から子育て、さらには教育に要する費用への負担感が增大しているため、経済的負担の軽減を図ります。

さらに、住宅や居住環境、まちづくり等において、子育てしやすい生活環境の整備を図ります。

<平成22年度重点事業>

①新地域の寺子屋推進事業

4, 295千円

お年寄りや団塊の世代等が子どもやその親と交流する行事（昔遊びや伝統文化等の伝承）に取り組む団体を支援した。

また、地域の寺子屋の取組みを紹介するセミナーを開催するとともに、専用のホームページを設けて、寺子屋事業の活性化と普及拡大を図った。

実績：「地域の寺子屋」モデル事業実施団体 14 団体指定

寺子屋推進セミナー開催 6 回

地域の寺子屋実施団体数 113 団体（平成23年3月末現在）

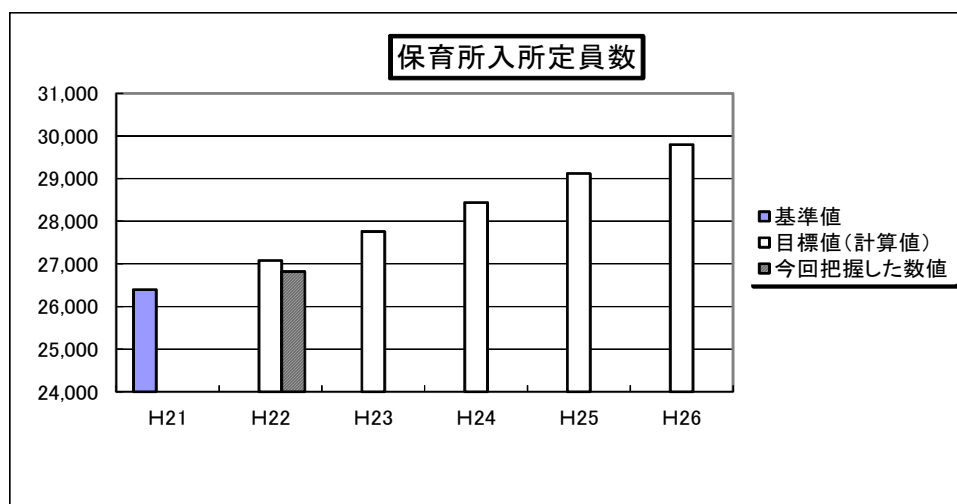
保育所等整備事業

1,261,620 千円

安心こども基金を活用し、保育所や子育て支援のための拠点施設に対する補助を行った。

実績：保育所 5市3町 19施設

子育て支援のための拠点施設 1市1村 2施設



- 安心こども基金の活用により、平成22年度の保育所整備数は増えたが、廃止された施設もあり、定員数増の要因のみではなかったことから目標数には届かなかった。

子育て応援パスポート事業

3,727 千円

子どもがいる世帯にパスポート（ファミたんカード）を交付するとともに、協賛事業者を募集し、当該企業等を利用する際にパスポートを提示することにより各種サービスを受けることができる仕組みを推進した。

また、平成21年度から広域連携を開始し、平成22年度には区域を拡大した。

実績：協賛店舗数 4,672 店（平成23年3月末現在）

ファミたんカード交付枚数 317,136 枚（平成23年3月末現在）

広域連携は、平成21年11月1日から茨城、栃木、群馬の各県と、平成22年6月1日からは新潟県と連携を開始し、相互に同様のカード事業によるサービスを受けることができるようになった。

< 指標評価 >

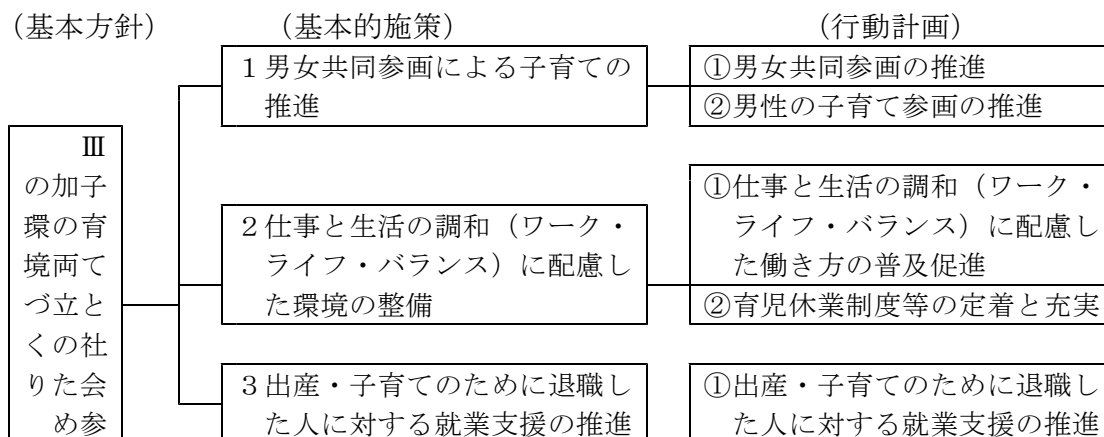
「基本方針Ⅱ」についての指標評価

施策に関する指標	基準値(計画策定時の値) A	目標値(平成26年度) B	計算値 C 基準値からの経過年数に より算出したH22年度目標 値	実績値(平成22年度) D	達成率 (D-A)/(C-A)	達成 状況 ※
Ⅱ 子育ての支援						
子育て支援等に関する ホームページへのアクセ ス件数	H20 152,420 件	155,000 件	153,280 件	385,361 件	27086.2%	A
メールマガジン「ふくし まエンゼルサポート」登 録者数(累計)	H21 165 人	250 人	182 人	218 人	311.8%	A
子育て支援を進める県民 運動関連事業参加者数 (22~26年度累計)	H20 86,417 人	150,000 人	30,000 人	47,075 人	156.9%	A
地域子育て支援拠点(セ ンター型・ひろば型・児 童館型)施設数(累計)	H20 67 カ所	95 カ所	76 カ所	70 カ所	33.3%	C
ファミリー・サポート・セン ターの設置数(累計)	H20 23 カ所	30 カ所	25 カ所	26 カ所	150.0%	A
保育所入所定員数	H21 26,396 人	29,800 人以上	27,077 人以上	26,820 人	62.3%	B
延長保育実施施設数	H20 182 カ所	229 カ所	190 カ所	H21 190 カ所	100.0%	A
休日保育実施施設数	H20 7 カ所	18 カ所	9 カ所	7 カ所	-	D
一時預かり実施施設数	H20 86 カ所	124 カ所	99 カ所	100 カ所	107.7%	A
特定保育実施施設数	H20 14 カ所	18 カ所	15 カ所	18 カ所	400.0%	A
病児・病後児保育実施施 設数	H20 9 カ所	26 カ所	12 カ所	12 カ所	100.0%	A
バリアフリー化施設整備 が完了した主要鉄道駅 の数(累計)	H20 5 駅	6 駅	5 駅	6 駅	120.0%	A
乗合バス会社におけるノ ンステップバスの導入率	H20 2.3 %	5.0 %以上	2.8 %以上	H21 3.4 %	220.0%	A
すべての人が安心して通 れるように配慮して整備 された歩道の延長	H20 467 km	580.0 km以上	504.7 km以上	531 km	169.8%	A
「やさしさマーク」を取 得した既存県有建築物 数(累計)	H20 52 棟	57 棟	54 棟	58 棟	300.0%	A
「やさしさマーク」交付 数(累計)	H20 380 件	500 件	420 件	401 件	52.5%	B
おもいやり駐車場協力施 設数(累計)	H20 0 カ所	1,200 カ所	400 カ所	1,070 カ所	267.5%	A

(目標未達成の理由)

指 標	評価	理 由
地域子育て支援拠点 (センター型・ひろ ば型・児童館型) 施 設数 (累計)	C	平成23年4月に5か所事業開始するなど後 年度に整備する市町村が多く、平成22年度時 点では増加傾向にあるが、計算値には至らな かった。
保育所入所定員数	B	私立保育所は増加傾向にあるものの、公立保 育所の廃止もあり、入所定員数が伸びなかつた。 なお、平成22年度中に安心こども基金を活 用して保育所を整備(平成23年度開所)した 市町村が多く、平成22年4月1日時点では増 加傾向にあるが、計算値には至らなかつた。
休日保育実施施設数	D	認定こども園の整備に合わせて実施するなど、 後年度に実施予定の市町村が多く、平成22年 度には実施施設数が伸びなかつた。
「やさしさマーク」 交付数 (累計)	B	景気低迷の影響により、建築物の着工件数が 減少しており、また、基準を満たす施設整備へ 投資する事業者も少なかつた。

＜基本方針Ⅲ＞子育てと社会参加の両立のための環境づくり



＜基本方針の内容＞

女性の社会進出が進み、結婚、子育てと仕事の両立を望む女性が多くなり、共働き家庭が増加しています。

また一方で、固定的な性別役割分担意識はいまだ社会に根強く残っており、女性にとっての家事や子育ての負担は重いものとなっており、このような観点からも、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進することが、大変重要な課題となっています。

このため、個人の価値観を尊重するのはもちろんですが、男女がともに子育てに関わっていく社会づくりを進めるとともに、子育てをしながら働き続けることのできる環境づくりのため、子育てに配慮した働き方の普及促進や職場における子育て支援の促進を図ります。

さらに、育児休業制度等の定着と充実を図るとともに、出産や子育てのためにいったん退職した人の再就職のための支援を進めます。

＜平成22年度重点事業＞

①新ワーク・ライフ・バランス推進・意識調査事業 34,192千円

ワーク・ライフ・バランスキャンペーンクルーによる企業訪問で、ワーク・ライフ・バランスについて広く啓発を行った。

また、ワーク・ライフ・バランス推進のための施策及び企業における取組み等について検討するため、ワーク・ライフ・バランス推進懇談会を開催した。

実績：(1) ワーク・ライフ・バランスキャンペーンクルーによる企業訪問
7月から11月にかけて461社の企業を訪問

(2) ワーク・ライフ・バランス推進懇談会

7月、9月、12月に開催

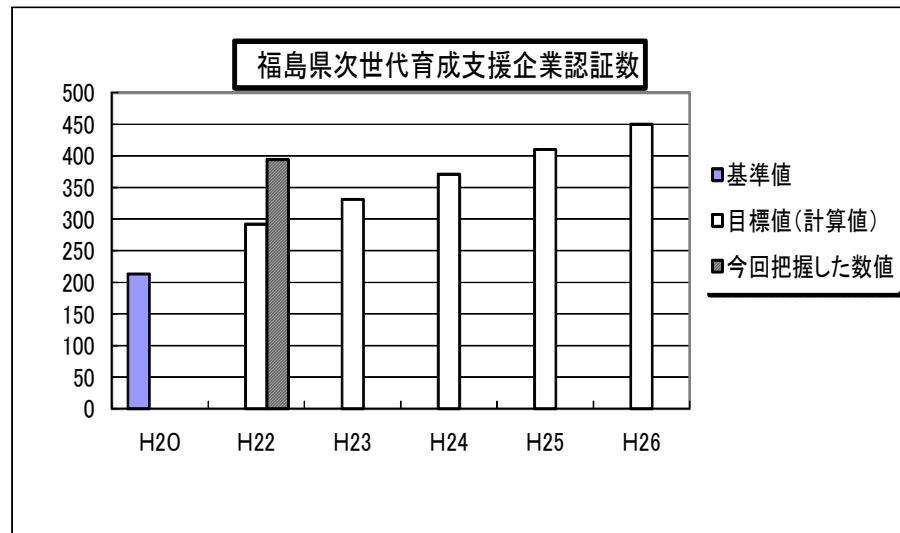
「ワーク・ライフ・バランス推進のための提言」を取りまとめた。

(3) ふくしまワーク・ライフ・バランス推進セミナー開催

平成22年11月30日 ビックパレットふくしま

参加人数 93名

- (4) ワーク・ライフ・バランス推進の先進的取組み事例集の作成
24社掲載 10,000部作成
- (5) ワーク・ライフ・バランス意識調査の実施
調査対象事業所 718社



- 福島県次世代育成支援企業（家庭と仕事が両立できる、男女がともに働きやすい職場環境づくりに取り組む企業を県が認証するもので、認証を受けると、企業の社会的な評価が高まる。）の認証数は、大きく伸びている。

新ワーク・ライフ・バランス推進事業

1,041千円

就職、結婚、出産・育児、介護などのライフステージに応じた「仕事と生活の調和」(ワーク・ライフ・バランス)の取組みを促進するため、県内大学と連携し、就職や家庭を持つことが身近に感じられる大学生を対象に、その理解を深めるための講義を実施するとともに、県民を対象に、ライフステージにおいて重要な子育て・介護をテーマとした方部別研修会を開催した。

実績：(1) 次代を担う学生と考えるワーク・ライフ・バランス
(大学との連携講義)

実施大学 福島大学(3回)、東日本国際大学(1回)

参加学生数 累計約370名

(2) ワーク・ライフ・バランス講座

(子育て・介護をテーマとした講座)

実施場所 県内7方部各1回

参加人数 累計約300名

<指標評価>

「基本方針Ⅲ」についての指標評価

施策に関する指標	基準値(計画策定時の値) A	目標値(平成26年度) B	計算値 C <small>基準値からの経過年数により算出したH22年度目標値</small>	実績値(平成22年度) D	達成率 (D-A)/(C-A)	達成状況 ※
Ⅲ 子育てと社会参加の両立のための環境づくり						
男女共生センターにおける男女共同参画に関する講座の受講者数(22~26年度累計)	H20 0人	4,000人	800人	1,082人	135.3%	A
市町村における男女共同参画計画の策定率	H20 38.3%	70.0%	48.9%	H23.4 45.8%	70.8%	B
ポジティブ・アクションの措置がある企業の割合	H20 4.7%	10.0%	6.5%	5.3%	33.3%	C
福島県次世代育成支援企業認証数(累計)	H20 213社	450社以上	292社以上	394社	229.1%	A
年次有給休暇の取得率	H20 50.3%	60.0%	53.5%	49.4%	-	D
育児休業取得率(女性)	H20 85.4%	90.0%	86.9%	80.4%	-	D
育児休業取得率(男性)	H20 0.6%	5.0%	2.1%	0.8%	13.3%	C
出産、育児等を理由とした退職者の再雇用特別措置を設けている企業の割合	H20 14.0%	20.0%	16.0%	15.1%	55.0%	B

※ ポジティブ・アクション：採用や管理職登用などで男女間に事実上の格差がある場合に、これを解消するために設けられる一定枠の暫定的な特別措置。

(目標未達成の理由)

指標	評価	理由
市町村における男女共同参画計画の策定率	B	市町村向けの計画策定マニュアルを作成し研修会で説明したり、女性団体と連携して未策定町村の首長に直接働きかけるなど策定を促したが、計算値には至らなかった。
ポジティブ・アクションの措置がある企業の割合	C	規模が大きい企業ほど高く、小さい企業ほど低くなっている。規模が小さい企業は、景気低迷の影響を受けやすく、ポジティブ・アクションそのものへの意識が低いためではないかと考えられる。

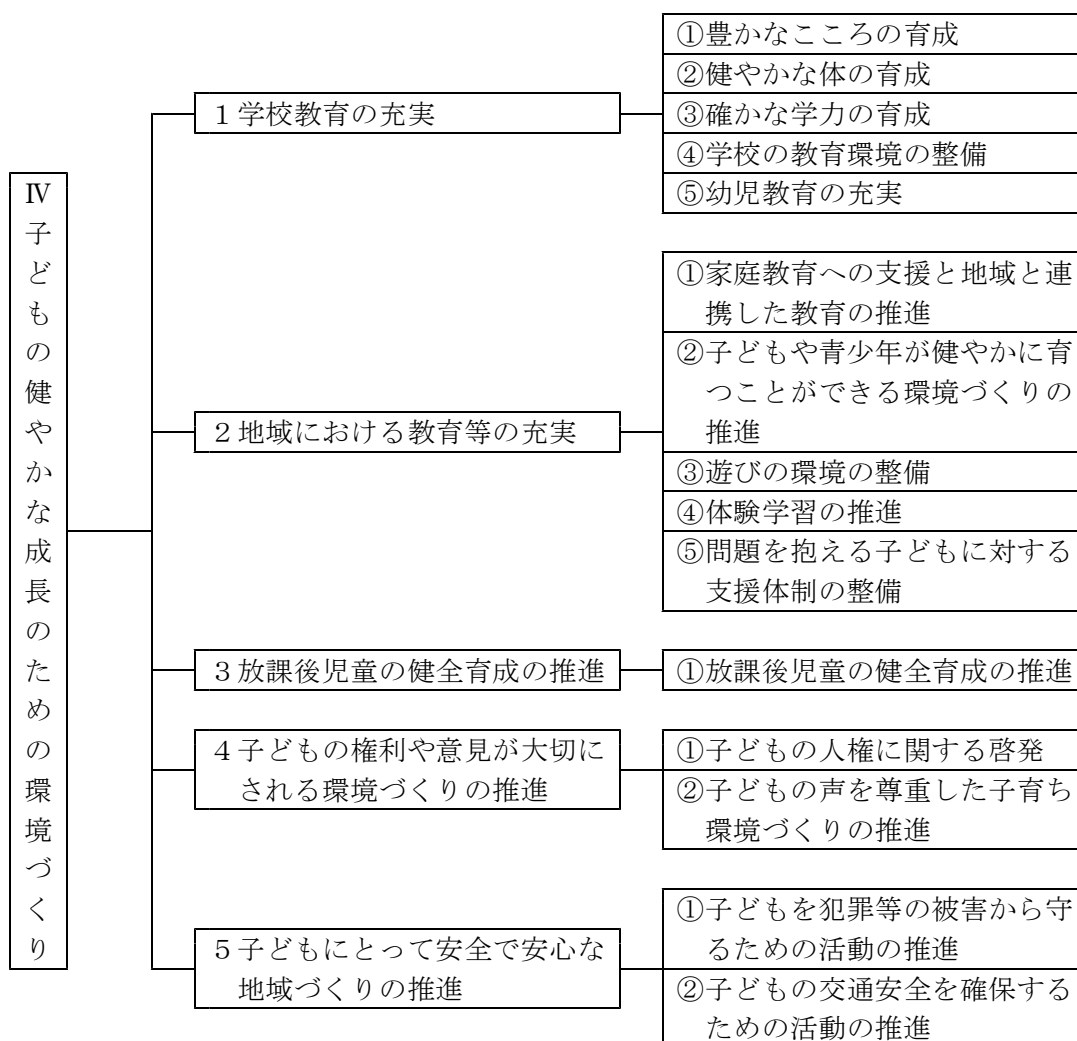
指 標	評価	理 由
年次有給休暇の取得率	D	年次有給休暇を取得することにためらいを感じる労働者が多いなど、職場環境の改善が進んでいない。
育児休業取得率 (女性)	D	景気低迷による職場の人手不足や家計の悪化で、育児休業を取得せずに仕事に戻らざるを得ない人が多いためと考えられる。
育児休業取得率 (男性)	C	景気低迷による職場の人手不足や家計の悪化で、育児休業を取得できない人が多いためと考えられる。
出産、育児等を理由とした退職者の再雇用特別措置を設けている企業の割合	B	景気低迷による業績悪化から、人員確保を最小限とするため、再雇用への配慮まではできない企業も多いのではないかと考えられる。 ただし、達成率が5割以上となっており、向上はみられる。

＜基本方針Ⅳ＞子どもの健やかな成長のための環境づくり

(基本方針)

(基本的施策)

(行動計画)



＜基本方針の内容＞

子どもが健やかに、また、個性豊かに育つことができる環境づくりのため、学校及び地域における教育の充実を図り、放課後の児童の健全育成を推進するとともに、遊びや体験学習に係る環境整備を進めます。

また、子どもの人権に関する啓発等、子育てしやすい環境づくりを進め、子どもの健全育成を図るとともに、犯罪被害の防止や交通安全等、子どもにとって安全で安心な地域づくりを進めます。

＜平成22年度重点事業＞

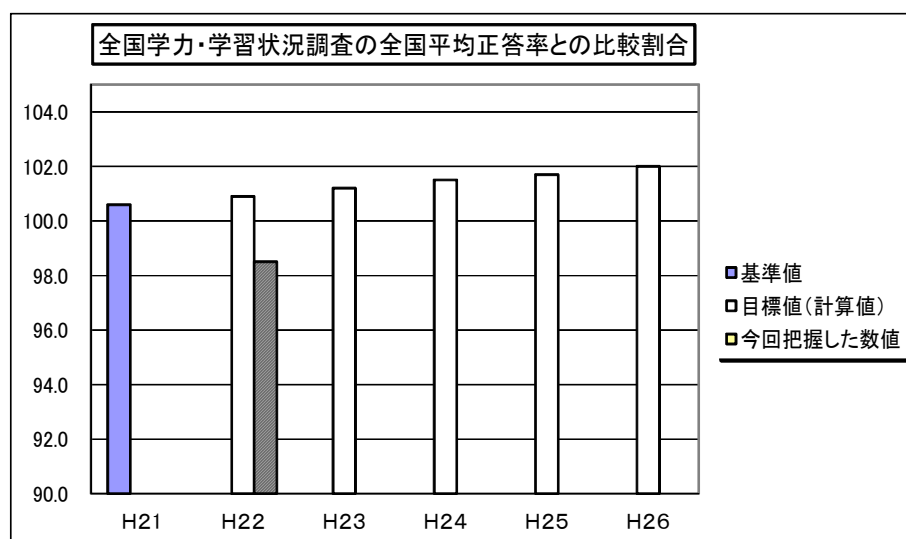
①「確かな学力」向上プラン

11,502千円

小・中学校においては、授業改善のための定着確認シート活用実践事業により定着確認シートを活用し、サンプル校平均値を提供するなど、各学校における日々の授業の改善に役立った。

高等学校においては、対象校25校において、「確かな学力」向上のための基礎力育成プランを実施し、実態に応じた学力向上やキャリア教育に関する取組みを行った。

- 実績：(1) 授業改善のための定着確認シート活用事業 5回実施
 実施教科 国語、算数・数学、英語
 (2) 「確かな学力」向上のための基礎力育成プラン 実施25校



- 平成21年度の割合が100.6であったが、平成22年度は多くの機会を通して、学力の定着に向けた指導を行ったが98.5まで下がった。
 これは、授業の改善や家庭との連携等が十分でなかったためと考えられる。

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） 556,080千円

共働き家庭など留守家庭の概ね10歳未満の児童に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図るとともに、子育て世帯の負担を軽減し、子育てと仕事の両立が図られるよう支援した。

- 実績：事業実施市町村 41市町村1社会福祉協議会
 補助対象クラブ数 246クラブ

<指標評価>

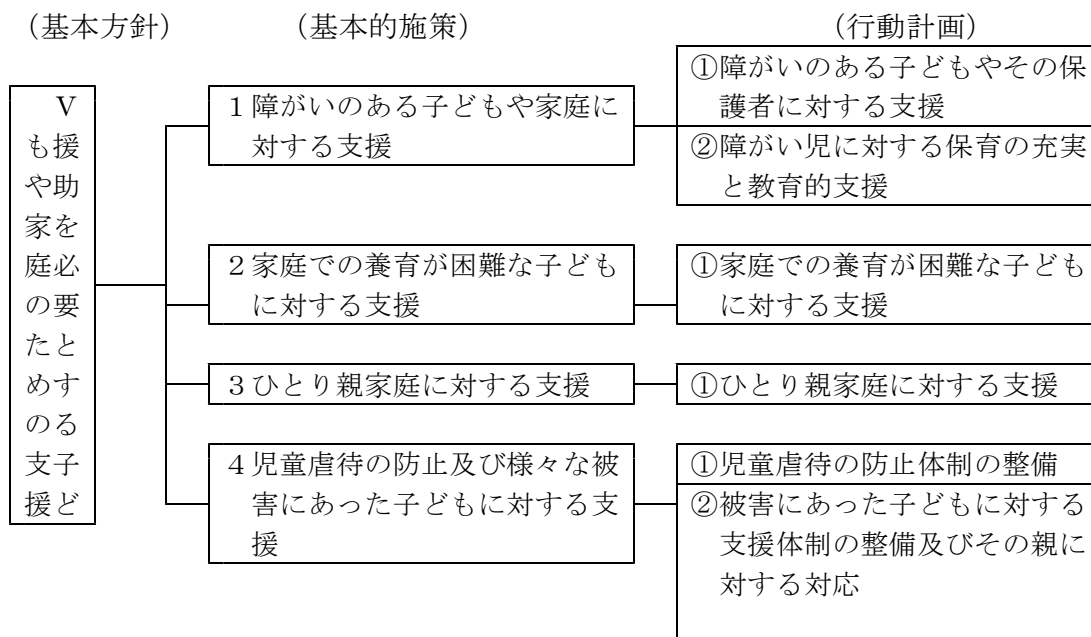
「基本方針Ⅳ」についての指標評価

施策に関する指標	基準値(計画策定時の値) A	目標値(平成26年度) B	計算値 C 基準値からの経過年数により算出したH22年度目標値	実績値(平成22年度) D	達成率 (D-A)/(C-A)	達成状況 ※	
Ⅳ 子どもの健やかな成長のための環境づくり							
不登校の件数	H20	1,746 人	1,300 人以下	H21	1,698 人	64.9%	B
全国体力・運動能力、運動習慣等調査における新体力テストの全国平均との比較割合(小学校5年生男子)	H20	100.2	101.0 以上		99.1	-	D
全国体力・運動能力、運動習慣等調査における新体力テストの全国平均との比較割合(小学校5年生女子)	H20	101.9	102.5 以上		101.0	-	D
全国体力・運動能力、運動習慣等調査における新体力テストの全国平均との比較割合(中学校2年生男子)	H20	99.8	101.5 以上		98.2	-	D
全国体力・運動能力、運動習慣等調査における新体力テストの全国平均との比較割合(中学校2年生女子)	H20	99.4	101.0 以上		97.4	-	D
全国学力・学習状況調査の全国平均正答率との比較割合(小学校)	H21	99.1	102.0 以上		98.4	-	D
全国学力・学習状況調査の全国平均正答率との比較割合(中学校)	H21	100.6	102.0 以上		98.5	-	D
大学等進学希望者に占める国公立大学の合格者の割合	H20	24.0 %	26.6 %以上		23.6 %	-	D
公立幼稚園における小学校との連携活動実施率	H20	92.8 %	100 %		96 %	133.3%	A
有益な映画、書籍等の推奨数(累計)	H20	映画 82 本	87 本	84 本	85 本	150.0%	A
	H20	図書 108 冊	140 冊	119 冊	121 冊	118.2%	A
一人当たりの都市公園面積	H20	11.85 m ² /人	12.5 m ² /人	H21	12.43 m ² /人	386.7%	A
放課後児童クラブ設置数	H21	322 カ所	362 カ所以上		349 カ所	337.5%	A

(目標未達成の理由)

指 標	評価	理 由
不登校の件数	B	着実に減少しており、平成21年度における千人あたりの出現数は、全国で5番目に低い。
全国体力・運動能力、運動習慣等調査における新体力テストの全国平均との比較割合（小学校5年生男子）（小学校5年生女子）	D	運動機会の減少、日常生活における外遊びの消失、また、運動する子とそうでない子の二極化という根深い障壁等があり、動きの経験や運動量が確保されていない。
全国体力・運動能力、運動習慣等調査における新体力テストの全国平均との比較割合（中学校2年生男子）（中学校2年生女子）	D	授業における指導の工夫や授業以外の体力向上に係る取り組みを実施しているものの、新体力テストの調査結果をふまえた体育授業の改善、体育授業以外の取り組みや、家庭への働きかけが不足していた。
全国学力・学習状況調査の全国平均正答率との比較割合（小学校）	D	教育課程講習会等様々な機会を通して、新学習指導要領で重視されている学力の定着に向けた指導を行っているが、授業の改善や家庭との連携等が十分でなかった。
全国学力・学習状況調査の全国平均正答率との比較割合（中学校）	D	教育課程講習会等様々な機会を通して、新学習指導要領で重視されている学力の定着に向けた指導を行っているが、授業の改善や家庭との連携等が十分でなかった。
大学等進学希望者に占める国公立大学の合格者の割合	D	<p>国公立大学合格者数は増加したが、大学等進学希望者数の増加がそれを上回り、大学等進学希望者に占める国公立大学合格者の割合が相対的に低くなった。</p> <p>国公立大学合格者数 H21年度-1,867名 H22年度-1,881名（+ 14名）</p> <p>大学等進学希望者数 H21年度-7,775名、 H22年度-7,987名（+212名）</p>

＜基本方針Ⅴ＞援助を必要とする子どもや家庭のための支援



＜基本方針の内容＞

障がいのある子どもや家庭において適切な養育を受けることができない子ども、ひとり親家庭等の援助が必要な子どもや家庭への支援を進めます。

また、児童虐待の防止体制を整備し、関係機関との協力・連携を図りながら、犯罪やいじめ、虐待等にあった子どもに対する支援等を進めます。

＜平成22年度重点事業＞

母子家庭等自立支援総合対策事業

128,699千円

ひとり親からの就業に関する相談に応じるとともに、講習会の開催や就業に関する情報の提供、就職に有利な資格取得の促進等、一貫した就業支援サービスを提供し、ハローワーク等と連携して、自立を支援した。

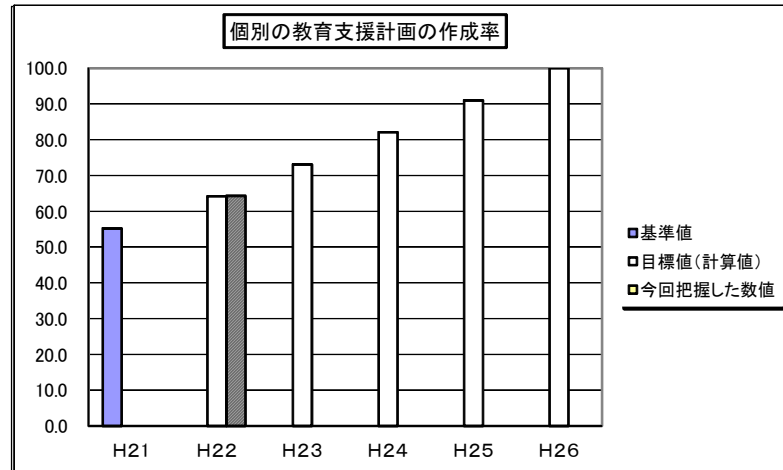
実績：(1) 母子家庭等就業支援センター事業	相談件数	1,299件
	就職者数	23人
(2) 母子家庭自立支援給付金事業	受給者	16名
(3) 高等技能訓練促進費等給付金事業	受給者	102名
(4) 母子家庭就労促進事業	求人情報数	412件
	就業者数	43人

①新特別支援教育総合推進事業

4,062千円

市町村が、障がいのある幼児児童生徒の特別支援教育を総合的に推進できるよう、市町村が関係機関と連携して行う支援体制整備の取組みや、特別支援教育の充実を図る取組みを支援した。

実績：28市町村への支援、32市町村で教育と保健福祉が連携した支援体制が整備された。

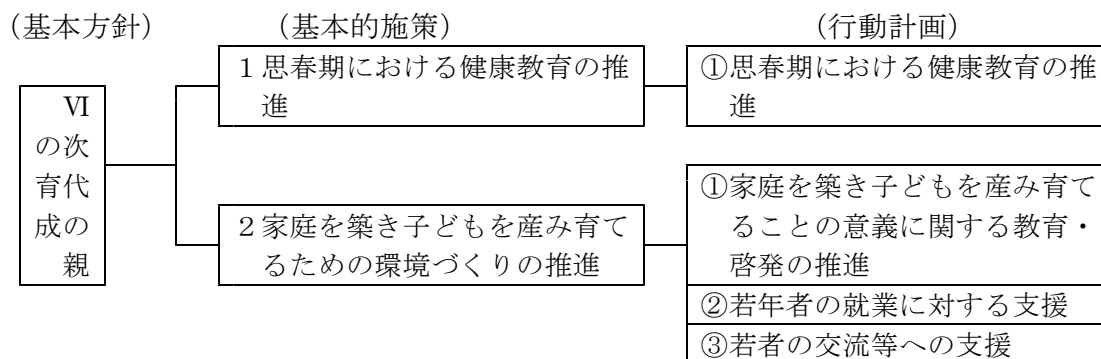


<指標評価>

「基本方針Ⅴ」についての指標評価

施策に関する指標	基準値(計画策定時の値) A	目標値(平成26年度) B	計算値 C <small>基準値からの経過年数により算出したH22年度目標値</small>	実績値(平成22年度) D	達成率 (D-A)/(C-A)	達成状況 ※
V 援助を必要とする子どもや家庭のための支援						
個別の教育支援計画の作成率	H21 55.2%	100.0%	64.2%	64.3%	101.1%	A
児童虐待防止ネットワークを設置している市町村の率	H20 86.4%	100.0%	90.9%	100.0%	302.2%	A

＜基本方針Ⅵ＞次代の親の育成



＜基本方針の内容＞

次代の子どもを産み、育てやすい環境づくりが求められる中で、次代の親となるべき若者に対し、健康教育を行うとともに、家庭を築き子どもを産み育てることの意義について教育や啓発を図ります。

また、若者が自立して家庭を持てるようにするため、安定した就業に対する支援を進めるとともに、若者が互いに交流する機会を促進します。

＜平成22年度重点事業＞

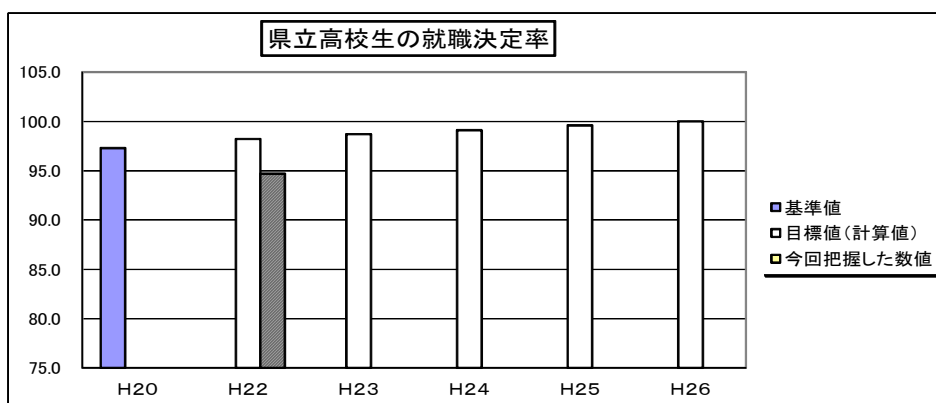
①新若者の社会参画推進モデル事業

1,700千円

若者の社会参画を推進するため、中学生・高校生を対象に、自分たちの地域をよりよくし、元気にするために行う事業の企画を募集し、モデル的に県がその実施を委託した。

中学生・高校生が自ら企画し実施することによって、社会人として必要な問題解決能力やコミュニケーション能力を養うとともに、地域社会との関わり合いを深めることができるように考えた事業。

実績：委託団体数 5団体



- 若者の社会参加のための取組みを進めているが、厳しい雇用情勢に加え、震災の影響によりさらに求人が減ったことで、就職決定率が下がった。

①新若者交流促進事業

8,998千円

若者の出会いの場を創出するため、若者交流応援団体のネットワークを構築するとともに、広域的な交流活動に係る企画提案に対して補助した。

実績：うつくしま若者交流ネットワーク事業

若者交流事業実施団体の事例発表・意見交換会開催 3回

参加者数 103名

若者交流広報事業 若者交流のイベントを紹介するホームページ作成

企画提案型若者交流活動支援事業 11団体へ補助

延べ36回開催、参加者数男性505名、女性383名

<指標評価>

「基本方針VI」についての指標評価

施策に関する指標	基準値(計画策定時の値) A	目標値(平成26年度) B	計算値 C <small>基準値からの経過年数により算出したH22年度目標値</small>	実績値(平成22年度) D	達成率 (D-A)/(C-A)	達成状況 ※	
VI 次代の親の育成							
「性に関する教育」の手引き活用率	H21	84.4%	100.0%	87.5%	89.0%	148.4%	A
薬物乱用防止教室受講者(保健所職員講師分)数	H19	28,469人	31,000人	29,554人	28,514人	4.1%	C
県立高校生の就職決定率	H20	97.3%	100.0%	98.2%	94.7%	-	D

(目標未達成の理由)

指標	評価	理由
薬物乱用防止教室受講者(保健所職員講師分)数	C	当初見込んでいた以上に少子化が進んでおり、また、学校側のカリキュラムにより大きく左右されるものであるため(必ずしも毎年度、全学年・全生徒が対象とはならない。)受講者数が伸びなかった。
県立高校生の就職決定率	D	厳しい雇用情勢に加え、震災の影響によりさらに求人が減った。

参考

平成22年度少子社会対策関連予算（前年度当初予算との比較表）

「子育てしやすい福島県づくり条例」

平成22年度少子社会対策関連予算（前年度当初予算との比較表）

（単位：千円）

基本方針	当初予算	基本的施策	当初予算	行動計画	当初予算
親と子のための保健・医療体制の整備と健康づくり	21 507,547	1 安心して出産できる保健・医療体制及び小児医療体制	21 56,647	(1) 安心して出産できる保健・医療体制及び小児医療体制の整備	21 56,647
	22 642,142		22 140,562		22 140,562
			2 不妊に悩む夫婦に対する支援	21 57,514	(1) 不妊に悩む夫婦に対する支援
		22 90,412		22 90,412	
		3 親と子の健康づくりに対する支援	21 393,386	(1) 親と子の心と体の健康づくりに対する支援	21 384,484
					22 411,168
			(2) 食育の推進	21 8,902	21 8,902
		22 11,627		22 11,627	
	子育ての支援	21 8,988,867	1 子育て等に関する相談・情報提供体制の整備	21 32,089	(1) 子育て等に関する相談・情報提供体制の整備
22 31,432				22 31,432	
22 12,390,277		2 子育て家庭の経済的負担の軽減	21 6,744,066	(1) 子育て家庭の経済的負担の軽減	21 6,744,066
			22 8,702,670		22 8,702,670
3 地域における支援		21 375,698	22 1,568,958	(1) 子育て支援環境づくりに関する啓発・調査等	21 53,548
					22 9,815
		(2) 子育て支援団体等による子育て支援活動の充実	21 318,647	21 318,647	
			22 1,551,181	22 1,551,181	
			(3) 高齢者による支援	21 5,824	21 5,824
22 9,760		22 9,760			
4 子育て支援サービスの充実		21 608,625	22 2,243,025	(1) 保育施設の整備の促進及び保育の質の向上	21 71,908
					22 1,603,447
		(2) 認可外保育施設への支援	21 22,297	21 22,297	
			22 21,418	22 21,418	
			(3) 多様なニーズに対応した子育て支援サービスの推進	21 514,420	21 514,420
22 618,160	22 618,160				
5 子育てしやすい生活環境の整備	21 1,468,810	22 1,339,889	(1) 子育てしやすい居住環境の整備	21 589,633	
	22 753,150			22 753,150	
(2) 安心して子育てができるまちづくりの推進	21 879,177	21 879,177			
	22 586,739	22 586,739			
子育てと社会参加の両立のための環境づくり	21 2,754,410	1 男女共同参画による子育ての推進	21 6,367	(1) 男女共同参画の推進	21 2,344
			22 5,341		22 3,543
	22 2,782,781	2 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に配慮した環境の整備	21 2,745,436	(1) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に配慮した働き方の普及促進	21 149,967
			22 2,776,514		22 205,805
	(2) 育児休業制度等の定着と充実	21 2,595,469	21 2,595,469		
		22 2,570,709	22 2,570,709		
		3 出産・子育てのために退職した人に対する就業支援の推進	21 2,887	(1) 出産・子育てのために退職した人に対する就業支援の推進	21 2,887
	22 1,064		22 1,064		

少子化対策予算 予算額計
21 27,247,649
22 30,759,192

次頁へ続く ↓

基本方針		当初予算	基本的施策		当初予算	行動計画		当初予算				
子どもの健やかな成長のための環境づくり	21	8,685,597	1 学校教育の充実	21	6,427,143	(1) 豊かなこころの育成	21	1,020				
	22	9,868,049		22	8,005,694		22	187,691				
							(2) 健やかな体の育成	21	322			
								22	22,076			
							(3) 確かな学力の育成	21	146,404			
								22	217,541			
							(4) 学校の教育環境の整備	21	6,279,397			
								22	6,058,109			
							(5) 幼児教育の充実	21	0			
								22	1,520,277			
					2 地域における教育等の充実		21	1,557,846	(1) 家庭教育への支援と地域と連携した教育の推進	21	5,001	
							22	1,019,988		22	20,025	
										(2) 子どもや青少年が健やかに育つことができる環境づくりの推進	21	137,137
											22	147,946
										(3) 遊びの環境の整備	21	545,191
					22	643,230						
					(4) 体験学習の推進	21	753,045					
					22	72,498						
					(5) 問題を抱える子どもに対する支援体制の整備	21	168,981					
					22	187,753						
			3 放課後児童の健全育成の推進	21	581,479	(1) 放課後児童の健全育成の推進	21	581,479				
				22	670,513		22	670,513				
			4 子どもの権利や意見が大切にされる環境づくりの推進	21	2,475	(1) 子どもの人権に関する啓発	21	525				
				22	1,882		22	75				
						(2) 子どもの声を尊重した子育て環境づくりの推進	21	1,950				
							22	1,807				
			5 子どもにとって安全で安心な地域づくりの推進	21	116,654	(1) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	21	60,050				
				22	354,263		22	318,998				
						(2) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進	21	56,604				
							22	35,265				
援助を必要とする子どもや家庭のための支援	21	6,213,323	1 障がいのある子どもや家庭に対する支援	21	2,966,807	(1) 障がいのある子どもやその保護者に対する支援	21	2,800,087				
									22	2,941,908	22	2,769,574
	(2) 障がい児に対する保育の充実と教育的支援	21		166,720								
					22		172,334					
	21	1,444,622		(1) 家庭での養育が困難な子どもに対する支援				21	1,444,622			
					22		1,479,748			22	1,479,748	
	21	1,776,833						(1) ひとり親家庭に対する支援	21			1,776,833
					22		1,973,237			22	1,973,237	
	4 児童虐待の防止及び様々な被害にあった子どもに対する支援	21							1,459,398			(1) 児童虐待の防止体制の整備
					22		1,494,299			22	6,768	
					22		1,487,531					
	21	205,267							1 思春期における健康教育の推進	21	20,580	(1) 思春期における健康教育の推進
					22		300,959					
	2 家庭を築き子どもを産み育てるための環境づくりの推進	21								184,687	(1) 家庭を築き子どもを産み育てることの意義に関する教育・啓発の推進	
					22		288,874					
(2) 若年者の就業に対する支援			21			181,366						
	22	275,298										
(3) 若者の交流等への支援			21		0							
	22	11,778										

項目間に事業の重複があるため、行動計画欄や基本的施策欄の合計が、必ずしも基本的施策欄や基本方針欄の合計と合致しません。

子育てしやすい福島県づくり条例

子どもは、いつの時代においても「社会の宝」であり、「未来への希望」です。将来の福島県を担う子どもが、家庭や地域の愛に包まれながら、心身ともに健やかに育つことは、私たち福島県民すべての願いです。

しかしながら、近年の子育てを取り巻く環境は、核家族化や少子化、さらには急激な都市化の進行により、大きく変化し、子育てしている家庭の孤立化を招くとともに、子育ての不安や負担が増大しており、それらの解消が大きな課題となっています。

幸い、本県では、厳しくも豊かな自然や地域の伝統、文化により実直で他者を思いやる県民性がはぐくまれ、また、人づくりが地域の発展の礎との考えから、いにしえより子どもの教育に地域全体で力を入れてきた歴史があります。

例えば、江戸時代の会津藩の「^{じゆう}仕の^{おきて}掟」は、藩校日新館に入る前の幼少の子どもへの教えであり、うそを言ったり、弱いものをいじめたりしてはいけないなど、現代にも通じる内容が含まれており、子どもの健やかな成長を願う心として会津地域の人々に受け継がれています。本県における子育てを考えると、大切な精神文化の一つであると思われまます。

このような歴史を有する本県において、今日、県民が安心して子どもを生み、育てることができ、子育ての喜びや楽しみが実感できる環境を確立するためには、仕事と生活が調和し、子育ての基盤となる家庭が円満となるよう、家族が互いのきずなを確かめ合い、保護者と子どもが共に育ち合うという考え方が重要です。また、地域における人と人とのつながりを深め、行政機関はもとより、県民、事業主、関係機関、関係団体などが相互に連携と協力をして、社会全体で子育てをしていくことが求められています。

そのため、福島県は、子育て支援についての基本的な考え方を明らかにし、県民一人一人が子どもに対する深い愛情と子育てに対する使命感を持ち、県民誰もが「子育てしやすい福島県」を実感できる社会を築くため、この条例を制定します。

(目的)

第一条 この条例は、子育て支援に関し、基本理念を定め、県の責務並びに県民、事業主及び保護者の役割を明らかにするとともに、子育て支援に関する施策の基本となる事項を定めることにより、子育て支援を推進し、県民が安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的とします。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- 一 子育て支援 県民が安心して子どもを生み、育てることができ、かつ、子どもが心身ともに健やかに成長することができる環境の整備のための県、市町村、県民、事業主その他子育てに関係する機関又は団体の取組をいいます。
- 二 子ども 十八歳未満の者(婚姻により成年に達したものとみなされる者を除きます。)をいいます。
- 三 保護者 親権者、未成年後見人その他現に子どもを保護、監督する者をいいます。

(基本理念)

第三条 子育て支援は、次に掲げる事項を踏まえて、社会全体で推進されなければなりません。

- 一 子どもの権利及び利益が尊重され、子どもが家庭や社会の一員として健やかに成長できるよう配慮すること。
- 二 家庭は子どもが育つ基盤であり、保護者が、子育てについての第一義的責任を有するものであること。
- 三 県、市町村、県民、事業主その他子育てに関係する機関又は団体が相互に連携し、協力すること。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」といいます。)に基づき、子育て支援に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有します。

(県民及び地域社会の役割)

第五条 県民及び地域社会を構成するものは、基本理念に基づき、子育て支援の重要性について関心を持ち、理解を深め、県民と地域社会が一体となって、県及び市町村が実施する子育て支援に関する施策に協力するよう努めるものとし、また、

(事業主の役割)

第六条 事業主は、基本理念に基づき、その雇用する者の仕事と生活の調和が図られるように必要な雇用環境の整備に努めるものとし、また、

- 2 事業主は、県及び市町村が実施する子育て支援に関する施策に協力するよう努め

るものとしします。

(保護者の役割)

第七条 保護者は、基本理念に基づき、自らが子育てについての第一義的責任を有するという認識の下に、深い愛情をもって子どもを健やかに育てるものとしします。

(基本的施策等)

第八条 県は、県民が安心して子どもを生み、育てることができ、かつ、子どもが心身ともに健やかに成長することができる環境の整備を推進するため、次に掲げる施策を実施するものとしします。

- 一 子ども及び子どもを生み、育てる者の保健医療体制の充実及び健康の増進を図ること。
- 二 子どもを生み、育てる者の経済的負担の軽減を図ること。
- 三 子どもを生み、育てる者に対する相談又は情報提供を行う体制の整備を図ること。
- 四 子ども及び子どもを生み、育てる者に配慮した居住環境その他の生活環境の整備を図ること。
- 五 子どもを生み、育てる者の仕事と生活の調和が図られるよう支援すること。
- 六 命の大切さ、子育ての意義及び子育てにおける家庭の果たす役割について、教育及び啓発を行うこと。
- 七 障がいのある子ども及びその家庭への支援その他の援助を必要とする子ども及び家庭への支援を行うこと。
- 八 前各号に掲げるもののほか、子育て支援に関する必要な施策

(基本計画の策定)

第九条 知事は、前条各号に掲げる施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画(以下「基本計画」といいます。)を策定しなければなりません。

- 2 基本計画は、子育て支援に関する施策の基本的事項について定めるものとしします。
- 3 知事は、基本計画を策定し、又は変更するにあたっては、県民の意見を反映させるために必要な措置をとるものとしします。
- 4 知事は、基本計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとしします。

(推進体制の整備)

第十条 県は、子育て支援に関する施策を市町村、県民、事業者その他子育てに係る機関又は団体との連携の下に推進するため、必要な体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第十一条 県は、子育て支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置をとるものとします。

(年次報告)

第十二条 知事は、毎年、福島県議会に、基本計画に基づいて実施した施策について報告しなければなりません。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行します。ただし、第十二条の規定は、平成二十三年四月一日から施行します。
- 2 この条例の施行の際現に次世代育成支援対策推進法(平成十五年法律第百二十号)第九条第一項の規定により定められている計画は、第九条第一項の規定により定められた基本計画とみなします。